

規制改革会議 地域振興TF 議事次第

1. 日時：平成19年11月21日（水）16:00～16:30

2. 場所：永田町合同庁舎2階 中会議室

3. 議題：農林水産省ヒアリング

「農林水産省の補助を受けて整備された施設の財産処分について」

4. 出席者：【規制改革会議】

米田委員

【農林水産省】

大臣官房経理課長 平尾 豊徳

5. 議事概要

○事務局 それでは「地域振興TF」を開催させていただきます。本日、議事の方は公開という形でやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速御説明の方からお願いいたします。

○平尾課長 農林水産省の補助事業を受けて整備された施設の財産処分についての御質問がありましたので、農林水産省の補助事業で、取得したり増加したりした施設を処分するときの仕組みについて整理しましたので、御説明をさせていただきますと思います。

お手元に資料を提出させていただきましたけれども、内閣府で今やっっている地域再生計画があるわけですがこの計画は全省的なカバーをして、内閣総理大臣が計画を承認するスキームになっていますけれども、農林水産関係の補助対象施設でも遊休化した施設の取扱いが課題になっています。

例えばその補助を受けた事業実施主体からもっといい使い方がないのかという要請もありまして、それを受けてそういう地域再生計画まで至らなくても、小さな小規模のものについて簡易に転用できたり、場合によっては補助金を返さなくてもいいような特例を設けられるのではないかとということで、農林水産省において検討させていただきました。農林水産省だけで施設転用等の承認する特例を設けたもので、そういう意味ではプラスアルファみたいな仕組みで整理をさせていただいております。

では、どういうふうなものを特例として整理しているのかということでございますが、資料の左の方に対象となる施設の要件を四角の囲みで書いてあります。

まず、1点目は、一定の期間を経過しているものでございます。これは通常、財産の処分制限期間の5分の1以上を経過したものあるいは最低でも5年以上経過したものについては、世の中の変貌によって、事業実施主体の責めに帰することがなく、当初の補助事業等の目的に合わなくなり、なかなか復旧できないというものについては対象にしようというのが1つでございます。

2点目でございますけれども、5年あるいは財産の処分制限期間の5分の1の期間を過ぎなくても、次の状況下にある施設については、特段の検討をしようということでございます。1つは、急に地域での農林水産物の生産とか需要が激減したということで、全く回復の見込みがないことがわかるものでございます。

もう一つ、例えば農業生産法人とかあるいは農業団体の統合がどんどん進んできているわけですけれども、その統合を進めるときに、どうしてもその施設があるとコストがかかるとか、統合がうまくいかないとか、あるいは事業の再編成に足かせになるとかということの課題になるような施設については、特例を適用しようということでございます。

具体的に、どういう補助事業でつくった施設なのかということでございますが、現在、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等44件の事業があります。

農林水産業関係の補助対象施設は、基本的には農林水産業の中でも生産関連の施設が中心でございます。農林水産業の生産関連ですから、非常に多岐にわたっております。

例えば、文部科学省さんの学校、厚生労働省さんの病院、社会福祉施設とかとは異なって、生産手段ですから非常に多岐にわたってございまして、加工施設、流通施設あるいは研修施設とかそういうものが幅広く対象になっております。補助事業自体もそういう意味では非常に多いということでございます。

通知の対象となる補助事業というのは、毎年毎年見直しをやってございまして、資料にもありますとおり、この通知の適用は平成16年から始めておりますけれども、平成16年当初は34事業を対象にしておりましたが、毎年、新規事業や事業の統合等により増減しているんですけれども現段階では44事業が対象ということでございます。

具体的に補助金の扱いはどうするのが次の課題でございますが、まず目的外使用、これは俗に転用と言われておりますのでございますけれども、事業実施主体自らが転用する場合がございます。自らが転用する場合には、これも幾つかのパターンに分けております。

まず、先ほど例えにしました、加工施設として整備したけれども、他の農林水産関係の流通施設にしよう。今まで加工だけやっていたのを農林水産物の販売もやるようにしようという場合がございます。このような転用が他の農林水産施設としての利用でございます。これらは、補助事業による施設の利用方法としてはそもそも対象になっていなかったけれども、他の補助事業では整備し得た施設の利用方法として活用する場合は認められるということで、国庫の納付をしなくてもいいということでございます。

次に、ではもう農林水産関係は需要が全くなくなったとかあるいは急減したので、ほかの施設に変えたいという場合がございます。それが次の農林水産業施設以外の施設として利用又は取り壊し等のところでございます。この場合、2つの分け方をしておきまして、その補助施設の持っている機能をその施設はやめるけれども、ほかの施設で代替してやろうという場合と、全くもうどこでもやらないという場合の2つに分けています。

これはどういうことかといいますと、農業関係の組織ではどんどん合併とか統合とかを

今、進めております。農業生産法人が合併したり、あるいは農協が合併したりということがあります。

そうすると、合併すると、今まで1つの農協、あるいは1つの生産法人でそれぞれ持っていた施設が、2つは要らないということが発生する場合があります。そのときに、片方のAの法人が使用していたものをBの法人の施設に機能を移して、Aの法人の施設をほかの施設に変換しようというケースが、他の施設に機能を移転する場合がございます、

この場合は、当初の目的をそちらに移行してもらいますので、国庫の納付が先ほどと同じように要らないという扱いをさせていただいております。

全くなくすという場合、どこでもやらないんだというケースは、これはもともと補助した意味が全くなくなりますので、残存している簿価の国庫補助金部分は通常通り返していただくということがございます。それが1つでございます。

一時使用は、全く特例ではございませんけれども、有償でやる場合は、有償で一時使用ということで、自分が使わない期間どなたかに貸すというときは、その使用料の国庫補助分、要するに、貸し付ける施設に2分の1の国庫補助が入っていれば、使用料の半分は国に返納という形になります。無償の場合は当然、国庫の納付は必要ないという形でございます。ここまでが事業実施主体自らが引き続き施設を利用する場合がございます。

もう一つが、譲渡でございます。他人に、あるいは他の法人に譲るということがございます。まず1つは、譲渡しても同じ農林水産業施設として使ってもらおうということです。そのケースは、有償と無償と分けております。有償ですと、当然、譲り渡すことによって利益が発生しますから、その分の国庫補助の相当分、2分の1だったら2分の1は返していただくということがございます。無償の場合は、返さなくてもいいということがございます。

もう一つが、全く農林水産関係の施設の機能をなくしてしまう。例えば、先ほど申しました加工施設を加工施設としての機能ではなくて、自動車の修理場とかあるいは別の施設に使うということです。そうしますと、このところも有償と無償とございますけれども、いずれも必要な国庫補助金相当分を、有償でも無償でも返していただく扱いをさせていただいているわけであります。

では一体、どのようなのが今まで承認されたのかを整理してみました。それが資料の3ページの別添2でございます。平成16年からこれまでに27件がございます。先ほど御説明させていただきましたが、目的外使用は事業実施主体自らが施設を使うんだけど、施設整備の当初の補助目的と違うことに使うというケースでございます。まず、他の農林水産業関連の施設として利用というのは、今まで8件あるわけがございますけれども、ここに書いてありますように、同じような農林水産関係、トマトの水耕栽培の施設を養鰻業施設に変えたとか、あるいは木材加工・販売施設を農業者の交流体験施設に変えたとか、レタス加工施設を野菜の運搬コンテナの洗浄施設に変えたとかということでございます。

農林水産関係の施設としての利用をやめる。ほかの施設に変えたというケースが15件あ

ります。これはここに書いてありますように、例えば山村交流施設を高齢者の福祉施設に変えたとか、あるいは農業機械の修理施設を葬祭センターに変えたとか、加工・販売施設を身障者の施設に変えたとか、そういうふうな事例でございます。

譲渡では4件ございますけれども、農林水産関係の施設としての条件を引き続いて譲渡されたというのがございまして、その場合も有償でございます。ライスセンターをほかの農事組合法人に譲り渡したというような場合。あるいは漁協の製氷施設を自分のところは要らなくなったので、他の漁協に売り渡したというケースでございます。こういう事例がございます。

地域再生計画で、同じように対応させていただいた事例として、ここに書いておりますけれども、9件ございます。これは主に地方公共団体が所有、管理していた施設が主でございまして、農林水産関係の目的をもっと幅広く地域住民の施設として活用するものが主でございます。

上からいきますと、研修施設をコミュニティセンターとして幅広く使う。あるいは加工、販売施設を観光案内とか地場産業の販売に使う。運動広場とか農業者のトレーニングセンターを介護、高齢者の施設にする等々でございます。そのようなことで今、運用をさせていただいているわけでありまして。

以上でございます。

○米田委員 どうもありがとうございます。早速、では質問に入らせていただきます。

質問というより、まず基本的なところを教えてくださいたいんですが、こういった施設の転用ですとか譲渡に関わる申請の手続きは、どういうところに手続き、申請を出して、どなたが許可されるのでしょうか。

○平尾課長 これは基本的には、例えば間接補助事業。ここで出てきているのは、ほとんどは間接補助事業でございます。間接補助事業の場合は、補助事業者が都道府県知事になっております。ですから、都道府県知事のところに一旦申請が上がります。都道府県知事から、例えばそれが本省に来る場合とかありますけれども、農業関係の場合は地方農政局が各地域にございますので、地方農政局長にも事務委任を行っておりますので、地方農政局長の方に申請が提出され、地方農政局長が承認するという形でございます。

○米田委員 補助金等適正化法の22条は、各省各庁の長の承認が必要と書いてあって、その補助金等適正化法だけ読むと、農林水産大臣の承認が必要なのかなと思うんですが、それを農林水産省では特例として各地方農政局の局長さんの方で承認を出すという形に書いておられるんですか。

○平尾課長 はい。

○米田委員 その前に、各知事さんのところでも審査があるんですか。

○平尾課長 間接補助事業の場合は、要するに知事の責任で事業実施主体に対して補助しているということになります。知事に対して大臣が国庫補助金等を補助しているという形になりますので、どうしても知事が責任を持っておるわけですから、補助金適正化法でも

間接補助の場合は知事にしかできないということになっていまして、知事を通していくということになります。

直接、農林水産大臣が補助した事業ですと、仮に、地方農政局長に交付決定等の事務委任が行われている場合には地方農政局長が対応するわけですけれども、それは農林水産大臣の方に申請が来るということになります。

○米田委員 なるほど。恐れ入りますが、対象事業は現在44件ということで毎年増えているのは好ましいことだと思いますが、そもそもこういった補助金事業の対象となるような事業というのは、難しいとは思いますが、ざっと全部で何件ぐらいですか。昔のもので残っているというのもあるので簡単ではないと思いますが。

○平尾課長 これは実は、施設は当然財産として残っているものですから、補助金はいろんな補助金があるんですけれども、そういう財産の形成を伴わない補助事業というのがあります。それを除くと、基本的な補助事業として施設あるいはそれに付随する機械として補助をやっているものはすべてが対象になっています。ちょっと本数は申し訳ございません。そういう意味では、何本入るかというのは、そういう類するものはすべて対象にしています。

ただ、お断りしなければならないのは、補助事業の中で公共事業がございます。これは要すれば、公共性の高い広範囲な農地の基盤整備をやったり、排水事業をやったり、あるいは道路をつくったりという補助事業がございます。これは実は公共事業でございますので、そういう意味では、広範囲な利用者を対象とした事業でございますので、この特例の対象にはしておりません。これは所有と管理が明確になっている施設が対象とされております。

そういう意味では、先ほども言いました道路とかは、例えば道路は市町村に管理を移管してしまっても、幅広く農民が使ったり地域の人が使われますので、これを当初の利用目的以外に変えるのは相当な判断が必要であり、またその対象が特定されませんので、補助対象施設の処分等の判断に当たっては、それぞれの事業の内容や実態等を踏まえて慎重に行うべきものであり、そういう意味ではこの特例を安易に使えないということで対象にしていないわけです。

○米田委員 これは今後、また更に対象補助事業を拡大することについては、いかがお考えでしょうか。

○平尾課長 ですから、ある意味ではこういう毎年対象になる施設、事業を農林水産省では吟味しておりますので、そういう中でまた検討させていただいて入れかえをしたりするという事は毎年行っています。

○米田委員 入れかえ及び拡充ということを努めておられるということですね。

○平尾課長 はい。

○米田委員 譲渡の件について教えていただきたい、ちょっと質問ですが、農林水産業施設として無償譲渡する場合には、国庫補助金の返還は不要という御説明がありました。

ただ、農林水産業施設以外の施設として無償譲渡する場合は、国庫補助金の返還が要るわけですが、それにつきましても国庫補助金の返還を不要とするということは、今後あり得るでしょうか。

○平尾課長 なかなか難しい質問でございますけれども、そこのところは、実は先ほど申しましたように、基本的には農業生産法人あるいは農業者団体等が私有財産として持っているものはほとんどが対象としており、一部に市町村という地方公共団体が持っているものもありますけれども、そういう意味では、この通達では今のところは民間の機関が譲渡する場合、何も対価を得ずして別の施設にやってしまうということを認めるというのは、ある意味では国民の国税をつぎ込んでやった補助条件を事業実施主体に一旦は課しているわけですが、他の施設に変えてしまうということは、その段階で補助条件が全く変わってくるわけで、譲渡した段階で事業実施主体には補助条件を付せられなくなってしまうということになります。

そういう意味では、補助金等適正化法の制度のシステムがそこで譲渡することによって他用途に、他の施設に変えて譲渡することによって、補助条件が没却してしまうことになるわけです。少なくとも、農林水産省としてこの通達をつくって運用するときは、慎重にしなければいけないということで、現段階では無償譲渡は対象にしていないわけです。

私ども、先生から御質問をちょうだいして、他省庁さんの事例を調べさせていただいて勉強させていただいているわけですが、例えば、地方公共団体が持っている施設を同じような公共団体、公共性のある法人にやらせるということはよくあると思うんです。

学校を学校法人にやらせたり、あるいは厚生労働省の社会福祉施設を同じような地方公共団体が持っているものをそういう公共法人に渡してやらせるというのはあるわけですが、いかんせん先ほど申しましたように、農林水産業の生産手段としてほとんどが民間が持っている施設でございます。販売施設、加工施設など生産活動の一環として、その生産活動の生産性の向上、あるいは経営の改革を助長する、支援するための補助事業でございますから、そういう意味では私有財産的なものになっているわけです。

ですから、次に渡すときに、ある意味ではその目的なり何かが変わってしまうということからしますと、補助金を当初その施設につぎ込んだときの精神といいますか、補助目的がなくなってしまうものですから、そうすると最初の補助事業をかけるときの難しさというものがまた出てくるわけです。

そこは確かに課題として、先生がおっしゃるようなことは、我々も考えないわけではないんですが、非常に幅広い先ほどの事例で出ましたけれども、トマトの加工施設とか、あるいは機械の修理施設とかというのを考えますと、例えばどこかの農家に補助金を出して渡して、それがどこかの農家さんが、ではだれに、全く別の施設として無償でやるといったときにオーケーとするのかというのは、補助金が入っているものですから、これは非常に難しい課題でして、非常に慎重に整理をしていかないといけない課題ではないかなというのを、先生から先般御質問をいただいているというのを事務局からちょうだいし

て、思った次第でございます。

○米田委員 ちょっと不思議なのは、無償で譲渡するときも、農林水産省というある種1つの縦割りの中であれば、公的に転用はオーケーでも、それをちょっとでも外れるとお返しく下さいというのは、たとえそれが公的なものについてはというのと、またそれが民間の営利に使われるというので、やはりその後の活動も違うと思うんですね。

○平尾課長 そうですね。

○米田委員 やはり地方の地方公共団体の立場になってみると、農林水産業の隣に面白いいろんなビジネスがあるわけですね。農林水産業の枠を一步超えているけれども、その連続のところとかにいろんなものがあったりするわけで、そのぐらい融通をきかせていただいてもいいのではないかという期待はすごく大きいわけですね。

農水省の枠組みの中だけはオーケーけれども、一步外れると公的なものもだめよというのではなく、やはりそこは地域の実情に合わせてもっとフレキシブルに使わせていただく方がいいと思います。これは是非、そういうやはり要望が強いということがありますので、こここのところを農林水産省関連という1つの枠を緩和する、緩める。ほかも公的なものであればオーケーにするというようなことから御検討いただけないでしょうか。

○平尾課長 御指摘の点はよくわかりますので、今、即答は私の一存ではなかなかあれでございませうから、関係当局との調整もありますので、今後検討させていただこうと思いません。

ただ、今、現実の問題として、先生御指摘のような、例えば農林水産関係関連施設を特に地方公共団体さんが持ってらっしゃるコミュニティ施設とか交流施設などを他のものに、また、地方公共団体自らではなくて、公的な法人に無償でやらせるんだというふうなケースというのは確かにありまして、ここには事例として御説明差し上げておりませんが、先ほどの地域再生計画で持ってきていただいているものは、そういう意味ではそういう形で十分対応はさせていただくようなことを進めさせていただいていますが、そういう地域の大きなある意味では再編みたいな形では、現実的に農林水産省も全くお受けしないということではございませうので、それはどんどんやっただけであればいいかなと思っています。

先ほどの、農林水産省の固有のところで行われるかどうかというのは、少し勉強をさせていただこうと思っています。

○米田委員 わかりました。では、今日はその補助事業は鋭意見直し、また拡充の方向で事業数の方は行おうと。

○平尾課長 農林水産省では、この特例の対象となる補助事業は毎年毎年見直しておりますので、それも含めていたします。

○米田委員 農林水産業以外の施設として無償譲渡、例えば公的な目的で譲渡する場合については、今後補助金の返還を不要とすることも含めて検討いただくということで。

○平尾課長 それは勉強してみます。どういう結論が得られるかどうかですが、農林水産業関係の補助対象は、学校とか社会福祉法人の施設みたいに一般的に想定できるような利

用目的が明確になっている施設とはちょっと違うものもあり、利用目的が非常に多岐にわたる施設をどういうふうに縛っていくのかというのは難しい課題がございますので、ちょっと検討させていただくということで御容赦いただければと思います。

○米田委員 では、是非検討してください。今日はありがとうございました。

○平尾課長 どうもありがとうございました。また引き続きよろしく申し上げます。

○米田委員 よろしく申し上げます。